

新得駅前公衆無線LAN環境整備事業プロポーザル実施要領

1 実施の理由

公衆無線LANの整備は、高度の専門性や技術力が必要であり、また利活用にあたっては利便性やセキュリティ対策が求められ、単に価格だけで選定する方法では期待した結果を得られないことから、企画提案内容、業務実績、業務実施体制、ヒアリングにより本事業にふさわしい業者を選定するため、「新得町プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」及び本要領に基づき、公募型プロポーザルを実施する。

2 事業等の概要

(1) 件名

新得駅前公衆無線LAN環境整備事業

(2) 目的

インバウンド旅行者等の交通機関の乗り換え地点である新得駅周辺の観光案内所にアクセスポイントを設置し、インターネット環境を整備することで災害発生時にも観光客等が広く情報収集できる状態を確保する。また、平時にも観光情報を発信し、利用を促すことで利便性の向上を図る。

(3) 業務内容

別に定める「新得駅前公衆無線LAN環境整備事業仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

(4) 工期

契約締結の日から平成31年3月31日まで

(5) 見積価格の上限額

4,671,097円(税込)

3 担当課係

産業課観光振興係

4 プロポーザル方式の形式

公募型とする。

5 参加資格条件

- (1) 町の競争入札参加資格関係事務処理要綱の第4の「資格を有するものと認定した者」として「建設工事等入札参加資格審査申請書受付簿」に登録されていること。
- (2) 町の競争入札参加資格関係事務処理要綱の第9の別記の競争入札参加資格者指名停止基準による指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 町の暴力団等の入札等参加排除措置要綱の第3条による入札参加排除措置を受けている者でないこと。

6 実施要領等の入手方法

新得町役場2階産業課にて配布するほか、新得町ホームページからダウンロードできる。<http://www.shintoku-town.jp/>

7 参加申込

(1) 申込方法

期日までに参加申込書を提出すること。

(2) 提出書類

公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）

(3) 受付期間及び時間

平成30年6月6日（水）から平成30年6月18日（月）17時（必着）

(4) 提出方法

直接提出、郵送及び宅配便で提出を受け付ける。

(5) 提出先

〒081-8501 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
新得町産業課観光振興係

(6) 参加資格の有無の通知

参加資格については、有無に関わらず各申込者に通知する。

8 企画提案書の内容及び作業要領

(1) 企画提案書の内容及び様式

次表の提案項目ごとに、提案内容を具体的かつ分かりやすく記載すること。様式は任意とするが、提出書類は全てA4とし、やむを得ない場合は、A3サイズを片袖折りにし、A4サイズとすることも可とする。

| 提案項目 | 提案内容 |
|---------|---|
| 利用者の利便性 | <ul style="list-style-type: none">・利用者認証の方法・多言語対応・アクセスポイント間移動時の接続性 |
| 整備性能 | <ul style="list-style-type: none">・アクセスポイント機器、ルータ等の通信速度・通信回線の種類及び通信速度・ポータルサイトの整備・同時接続数・通信品質の確保対策（電波干渉対策等） |
| セキュリティ | <ul style="list-style-type: none">・セキュリティ対策の方法・アクセスログ解析対応 |
| 追加提案 | <ul style="list-style-type: none">・追加提案があればその内容 ※他の提案項目の提案内容と重複しないこと |
| 運用体制等 | <ul style="list-style-type: none">・運用体制、障害時対応、問い合わせ対応 |
| 整備体制等 | <ul style="list-style-type: none">・整備体制及び整備スケジュール |
| 導入実績 | <ul style="list-style-type: none">・公衆無線LANの導入実績があればその内容 |

(2) 見積価格

見積価格は、整備経費にあつては、2の(5)の見積価格の上限額内とし、年間の経費にあつては、262,824円(税込)を上限額とする。また見積書は整備経費及び年間の運用経費を記載の上、詳細な積算内訳を添付すること。

(3) 記入上の注意事項等

- ①企画提案書等に用いる文言は、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。
- ②企画提案書は1者1提案までとする。

9 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法

直接提出、郵送及び宅配便で提出を受け付ける。

(2) 提出部数

正本1部及び副本1部

(3) 提出期限

平成30年7月9日(月)17時(必着)

(4) 提出先

7の(5)に同じ

10 説明会

説明会は開催しない。

11 質疑・回答

(1) 受付期間

平成30年6月6日(水)から平成30年6月29日(金)

(2) 受付場所

7の(5)に同じ

(3) 受付方法

質問書(別紙1)により受け付ける。

(4) 回答方法

質問者及び提案者として選定された者全てに回答するほか、新得町ホームページにて回答内容を公表する。

12 ヒアリングの実施

(1) 実施日

平成30年7月13日(金) 詳細な時間や場所については、後日、別途通知する。

(2) 実施時間

実施時間は1者につき20分提案説明、15分質疑とする。

(3) 出席者

出席者は1者につき4名までとする。

(4) 留意事項

- ①ヒアリングは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ②ヒアリングは匿名で行うため、資料や発表内容などから、社名や所属が判別できないように工夫すること。

1.3 審査方法等

(1) 審査方法

新得駅前公衆無線LAN環境整備事業プロポーザル審査委員会を設置する。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は次表のとおりとする。

| 評価項目 | 評価基準 | 評価割合 |
|---------|---|------|
| 利用者の利便性 | ・利用者認証の方法 ・多言語対応 ・災害時対応 ・認証連携対応 ・アクセスポイント間移動時の接続性 | 20% |
| 整備性能 | ・アクセスポイント機器、ルータ等の通信速度 ・通信回線の種類及び通信速度 ・ポータルサイトの整備 ・同時接続数 ・通信品質の確保対策（電波干渉対策等） | 15% |
| セキュリティ | ・セキュリティ対策の方法 ・アクセスログ解析対応 | 10% |
| 追加提案 | ・追加提案の有益性 | 10% |
| 運用体制等 | ・運用体制、障害時対応、問い合わせ対応 | 10% |
| 整備体制等 | ・整備体制及び整備スケジュール | 5% |
| 導入実績 | ・公衆無線LANの導入実績 | 20% |
| 整備経費 | ・見積書の整備経費の妥当性 | 5% |
| 運用経費 | ・見積書の運用経費の妥当性 | 5% |

(3) 選定方法

①最優先候補者は審査委員会の評価に基づき決定し、選定結果は参加者全員に書面にて通知する。また、審査結果は新得町役場ホームページにて公表する。

②最優先候補者と契約締結の交渉を行うが、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

1.4 スケジュール

| 内容 | 日程 |
|------------|----------------|
| 実施手続の開始・公表 | 平成30年6月6日 |
| 参加表明書の提出期限 | 平成30年6月18日 |
| 参加資格確認結果通知 | 平成30年6月18日 |
| 質問書受付期限 | 平成30年6月29日 |
| 企画提案書提出期限 | 平成30年7月9日 |
| ヒアリング | 平成30年7月13日（予定） |
| 審査結果の通知・公表 | 平成30年7月17日（予定） |
| 契約締結 | 平成30年7月18日以降 |

1 5 留意事項

- (1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格または無効となる場合がある。
 - ①提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ②会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
 - ③審査の公平に影響を与える行為があった場合
 - ④本実施要領に違反すると認められる場合
 - ⑤公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
 - ⑥正当な理由なくヒアリングに応じなかった場合
 - ⑦その他、町が指示した事項に違反した場合
- (2) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する経費等は、提案者が負担するものとする。
- (4) 提案者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

1 6 企画提案書の取扱い

- (1) 企画提案書の提出後は、提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、本プロポーザルの実施のために使用し、また複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、新得町情報公開条例（平成 16 年条例第 12 号）の規定による請求に基づき、非開示情報を除き、第三者に開示することがある。

1 7 契約に関する基本的事項

- (1) 本プロポーザルは最優先候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容は、詳細について協議の上、決定されるものとする。
- (2) 契約内容が決定した場合、随意契約の方法により契約を締結する。

1 8 その他必要な事項

- (1) 特定されなかった者は、審査結果通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内に、担当課係に対して書面により説明を求めることができる。この場合、担当課係は、書面を受理した日から7日以内に書面により回答するものとする。
- (2) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。